

独立行政法人中小企業基盤整備機構における行政機関等匿名加工情報の利用に係る利用料に関する要領

平成29年5月30日

要領29第13号

要領令3第78号

第1章 総則

(総則)

第1条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の行政機関等匿名加工情報の利用に係る利用料に関する取扱いは、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、独立行政法人中小企業基盤整備機構個人情報保護管理規程（規程16第62号）において使用する用語の例による。

第2章 行政機関等匿名加工情報の利用に係る利用料

(利用料の額等)

第3条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第113条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第117条3項の規定により納付しなければならない利用料の額は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円
 - 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
- 2 法第116条2項において準用する法第113条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第117条3項の規定により納付しなければならない利用料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 次号に掲げる者以外の者 法第113条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第117条3項の規定により納付しなければならない利用料の額と同一の額
 - 二 法第113条（法第116条2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百元
- 3 利用料は、銀行振込で納付しなければならない。

第3章 補則

(要領の閲覧)

第4条 この要領は、その改定に係る作業その他その整備上必要な場合を除き、閲覧所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

附 則 (要領令3第78号)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。